

APEC アーキテクトのためのニュージーランドでの新規登録／パスウェイ 3

ニュージーランドは APEC アーキテクトプロジェクトに参画しており、現在日本、シンガポール及びカナダとの間で迅速な登録手続きができる取り決めを結んでいる。これらのエコノミーの APEC アーキテクトであればこのパスウェイを通じてニュージーランドでの登録申請ができる。

ただし入国管理とビザについては全く別の問題であり、ニュージーランド政府の管轄となる。

ニュージーランドでの登録を希望する APEC アーキテクトは以下の手続きが必要となる。

ステップ 1

申請書に記入し、手数料 NZ \$ 632.50（消費税込）を支払う。

手数料の支払いは以下のいずれかの方法で行う。

- ・ニュージーランド登録アーキテクト委員会（NZRAB）宛てのニュージーランドのチェックを申請書に同封する；
- ・NZRAB のウェブサイト上の支払い機能を通じてビザ又はマスターカードで支払う。申請書に支払方法を表記すること；
- ・NZRAB-ASB-Wellington へ送金。申請書に支払方法を表記すること。銀行送金の参照番号として P1 と名字を記入する。NZRAB の口座番号は 12 3192 0032560 00。海外の銀行から送金する場合は、申請手数料に加えて送金銀行及び NZRAB の受取銀行の両方の銀行手数料も自分が支払う旨を銀行に伝えること。

ステップ 2

登録審査員であるニュージーランドの熟練アーキテクト 2 名による面接を受け、審査員は NZRAB の理事会に要求基準を満たしているかどうかの提言を行う。面接はニュージーランドにおける建築設計過程のうちニュージーランドに固有の部分のみを対象とする。

ビデオリンクによる審査

面接に来られない登録申請者は、高品質テレビ会議システムによる審査も可能。ただしこの費用については申請者が支払う。スカイプは品質の点で認められない。